

豊 財 号 外
平成 26 年 9 月 16 日

部
各 課 長 殿
か い

総 務 部 長

平成 27 年度の予算編成方針について（通知）

このことについて、豊川市予算決算会計規則第 5 条の規定に基づき下記のとおり定めました。

記

1 全般に関する事項

我が国の経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調にあり、物価動向はデフレ状況ではなくなりつつある。しかしながら、消費税率引き上げに伴う反動の長期化や金融資本市場の動向、新興国等の経済動向及び電力供給の制約等など、景気を下押しするリスクに留意していく必要がある。

こうした中、政府は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」（いわゆる「骨太の方針」）に基づき経済財政運営を進め、平成 26 年度予算の早期実施に努めるとともに、引き続き、「好循環実現のための経済対策」を含めた経済政策パッケージを着実に実行することとしている。

また、国の平成 27 年度予算に対する概算要求方針においては、既存のあらゆる予算措置について、従来の計上方法にとらわれずにゼロベースで見直しを行うとともに、税制抜本改革法の規定に基づき、本年中に判断される「消費税率 10% への引上げ」や、子ども・子育て支援制度の導入をはじめとする「社会保障 4 経費の充実」について予算編成過程の中で検討することとしていることから、地方においても、その影響などについて留意し、迅速かつ適切に対応する必要がある。

2 本市の財政状況

本市の財政状況を見てみると、実質公債費比率がここ数年改善されており、経常収支比率も見た目は改善されたものの、臨時財政対策債を除く比率では上昇し、一般財源における経常経費への充当割合が依然として高いことから、財政運営の健全化に努めていく必要がある。

また、平成27年度の財政見通しは、歳入面では、緩やかな景気の回復により税収増が期待されるところではあるが、普通交付税の段階的縮減が始まることや、平成27年10月から消費税率が10%に引き上げられた場合、影響がどの程度であるか、先行きが不透明であり、見通しが難しい状況である。

一方、歳出面では、総合計画実施計画及びマニフェスト工程計画に位置づけられた事業の実施による投資的経費の増や少子高齢化社会の進行などによる扶助費の増など、歳出規模の大幅な圧縮が厳しい状況である。

本年5月に策定した「豊川市中期財政計画」では、平成27年度に約10億円の収支不足を見込んでおり、その後においても、厳しい財政状況が続くものと想定される。

3 予算編成の基本方針

平成27年度の予算編成においては、第5次総合計画実施計画及びマニフェスト工程計画の着実な実施を図るため、これらの事業に予算を重点配分するものとし、行政経営改革アクションプランの目標実現に向けた取り組みについても配慮することとする。

また、予算要求時においては、国県の施策や物価の動向等に関し、最新の状況を適正に反映させるとともに、国県補助等の活用などによる歳入確保及び歳出全般にわたる徹底した見直しとコストの削減に努め、財政指標に注視しながら、予算編成を行うこととする。

なお、今後の国の動向を注視するが、平成27年10月から消費税率が8%から10%への引き上げが検討されていることから、当初要求段階では消費税率の引き上げ分2%を踏まえたものとする。

具体的な基本方針は、次のとおりである。

- (1) 事業の「選択と集中」による見直しを進め、豊川市が真に必要とする事業を採択すること。
- (2) 第6次総合計画の策定にあたっては、少子高齢化を伴う人口減少への対応を強く意識し、「定住促進」や「交流促進」を重点テーマとしている。については、第6次総合計画策定前ではあるが、この視点に十分配慮しつつ、少子高齢化社会及び人口減少における将来を見据えた持続可能なサービス、循環型社会の構築などへの対応を図ること。
- (3) 国は概算要求基準上、「中期財政計画」に沿い、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すとし、予算の重点化を図るため、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることなどにより、メリハリのついた予算とすることとしている。については、国の政策や施策に伴う事業の導入及び既存事業の見直しなどを予算に適正に反映させるため、国県の動向に注視し情報収集に努めること。
- (4) 新規事業については、原則、総合計画実施計画に位置づけられた事業を対象とするが、予算要求にあたってはスクラップ&ビルドを基本とし、既存事業のコスト削減や新たな財源の確保に努めつつ、サンセット方式による事業終期を踏まえた事業計画とすること。
- (5) 既存事業については、費用対効果や市民ニーズ等を検証し、継続の必要性を改めて検討のうえ予算要求の可否を判断すること。
- (6) 「安全・安心なまちづくり」を推進するため、南海トラフ巨大地震や風水害などの災害に対し、国県及び他の地方公共団体の取組み事例などを参考に、本市の地域特性に合わせた実効性の高い防災施策に積極的に取り組むとともに、災害時の業務継続体制確保に向けた対策の推進を図ること。
- (7) 今後の人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、公共施設の更新・適正配置・長寿命化などを計画的に進めて行く必要がある。については、ファシリティマネジメントの推進を踏まえ、関係部署との調整、情報収集に努めた上で、適切な

予算要求に努めること。

- (8) 市制施行70周年記念事業やB-1グランプリ in 豊川の開催などにより得たものを、シティセールスの推進と併せ、引き続き施策に反映させること。
- (9) 行政が担うべき役割と民間や市民の役割を的確に見極め、行政のスリム化と財政の効率化を図ること。